

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年8月11日（火） 第9225号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（463）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（464）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（465）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（466）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社アイ・メディコ	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬680-15	アイ調剤薬局北条店	東伯郡北栄町国坂720-3	居宅療養管理指導	令和2年7月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社アイ・メディコ	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬680-15	アイ調剤薬局北条店	東伯郡北栄町国坂720-3	介護予防居宅療養管理指導	令和2年7月31日

鳥取県告示第464号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町坂田字大安寺673の1、字喜和井谷東側720の2、島字境ヶ尾472の1、字横尾473

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社幸照	米子市旗ヶ崎七丁目11-27	アヴニール幸照	日野郡日野町舟場241-2	就労継続支援B型	令和2年8月1日

鳥取県告示第466号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年6月5日 鳥取県指令第202000060545号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字上香澄
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市淀江町佐陀1961
森 政人

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）下明浩の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和2年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の（1）に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和2年7月10日付鳥取県告示第415号）の内容（告示の内容）
 - （1）保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町赤松字水尻1130
 - （2）指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - （3）指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり

推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 大山町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課